

運営推進会議開催結果

開催日時 令和 4 年 1月 28日 (金) 14時～ 14時40分

利用者	1名	新型コロナウイルス感染症拡大防止・新型「オミクロン株」による感染急拡大の観点から予定しておりました、運営推進会議の開催を書面で実施いたしました。
利用者家族	0名	
地域住民の代表者	3名	
地域包括支援センター職員	1名	
事業所	5名	
		・次回開催日 令和4年3月25日(金) 14:00～

会 議 録

◇令和3年12月、R4年1月におこなった活動報告

* 12月の行事

* 12月7日(火) 当日の入居者様と一緒にたこ焼きパーティー

* 12月9日(木) 外部評価

* 12月9日(木)、23日(木) 訪問歯科 3名の方が診療して頂いております。

* 12月19日(日) SMさん誕生日会

プレゼントを渡し、皆で誕生日の歌など歌い、ケーキを頂き、楽しく過ごしました。

* 12月23日(木) 往診日・理美容

皆さんさっぱりとされていました。

* 12月25日(土) クリスマス会・マジックショー

皆さん真剣に観られていました。

* R4年1月の行事

* 1月1日(土) 元日 おせちを頂きました。

* 1月4日(火) 2回に分けて、深川神社へ初詣に行きました。

皆さん真剣にご自分の健康をお願いしていました。

* 1月6日(木) 訪問歯科

* 1月12日(水) 11日が鏡開きでしたが、12日に皆さんでぜんざいを頂きました。

* 1月12日(水) 新しく入居者様が入りました。

* 1月20日(木) 訪問歯科

* 1月24日(月) 往診

* 1月28日(金) 運営推進会議開催

当日の勤務職員で実施致しました。

◇事故報告・・・転倒事故が発生してしまいました。

12/15 (事)NO様・・・トイレへの誘導の際に、他利用者へ声掛けをしていた所、一人で歩き始め、転倒し、尻餅をついた。その後バイタルを確認し、痛みの訴えもなかったため、経過を観察しています。

1/2 (事)NK様・・・家族との外出時に昼食後の薬を渡し忘れた。

◇身体拘束の適正化について・・・別紙参照

今回はフィジカルロックについて、勉強をいたしました。

◇その他

* 瀬戸市より意見回答を求められました。(1/27)

1. 事故報告について

転倒など事故があった場合に、職員内でどのように情報を共有していますか？

又今回の事故事例について、職員からの意見や改善点などあれば、教えていただきたいです。

《回答》・・・2月2日に回答いたしました。

1. 朝の申し送りの時、前日の事故等報告し、当日の勤務者が把握しています。

それ以外の職員は、事故報告書を読んで、サインをしています。

月に一度の職員会議で、事故報告と、ヒヤリハットの報告を必ず行い、改善点を話合っています。

職員からの意見としては

① 見守りの強化

② 夜間には多い時で7回～8回は行かれるので、夜勤者も音に気付かずに見過ごすことがあります。

Oさんは夜間帯にポータブルトイレから、ベット上に移乗する時にふらつき、顔から前に転倒する事が多いため、見守りだけではなく、本人の前に立ち、体を支える等意見が出ていました。

:今回は身体拘束の一つ、フィジカルロックについて学びました。

- **フィジカルロックとは**、外見から解りにくいスピーチロック・ドラッグロックに比べ、道具などを利用して高齢者の動きを制限する方法を言います。身体拘束としては、わかりやすく、代表的なものといえます。
 - ☆ 医学的に高齢者の生命や身体が危険になるといった場合は、フィジカルロックは認められていますが、緊急性がある・やむを得ない場合を除く身体拘束は、すべて虐待の一部になります。
- フィジカルロックとは「フィジカル＝身体的な、肉体的な、ロック。ロック＝身動きできなくする、閉じ込める、」つまり、手足を縛る、体幹をベルトなどで固定する。車いすに固定する。車いすを挟んで動けなくする等。
 - ☆ 物理的に拘束する「フィジカルロック」
「身体拘束」という言葉で連想されることが多いのが、物理的に拘束する「フィジカルロック」です。
一例として、ベットや車いすから立ち上がらないように紐や抑制帯などで、身体を固定したり、車椅子から立ち上がれないように車椅子テーブルや腰ベルトをつけたりする。又 L字柵を閉じた状態にしたり、4点柵を用いたりしてベットから降りられないようにする行為も身体拘束にあたる行為です。
又、食事の時間になる前から食事用エプロンを着用させている状態も、一種のフィジカルロックといえます。
 - ☆ 厚生労働省が禁止としている内容とは
介護施設における身体拘束について、後述する「緊急やむを得ない場合」を除いて原則的に禁止行為としています。しかし、介護施設など的高齢者が利用する施設内において利用者様への虐待が増加していることから、2018年にさらに以下の**3つのルールが追加**されました。
 - 身体拘束をする判断基準について、施設の職員向け指針の作成
 - 身体拘束をした判断の適否の検証。問題点の改善策を検討する委員会の開催
(3ヶ月に一回以上)
 - 身体拘束ゼロに向けた研修会の定期的な開催
- 身体拘束について、一人一人が意識の改革に努めて行こうと話会いました。